

総長が特に命じる事務を担当する課長を総務部に置く件

- 第1 総務部に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第15条第1項の規定に基づき、リスク管理及びこれに関連する事項を処理させるため、リスク管理担当課長(以下「担当課長」という。)を置く。
- 第2 担当課長の任期は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。
- 第3 担当課長は、第1に定める職務について、総務部長の命を受け事務を処理する。
- 第4 第3に定めるもののほか、総務部長は、担当課長に、第1に定める職務に支障の生じない範囲で、総務部の所掌事務のうち必要と認める事務を処理させることができる。
- 第5 第1から第4までに定めるもののほか、担当課長に関し必要な事項は、総務部長が定める。